

事 務 連 絡
平成 2 年 4 月 7 日

職員 各位

法人事務局長

再雇用職員の勤務条件等について

みだしのことについては、「平成 31 年度以降の再雇用職員の勤務条件等について」（平成 31 年 3 月 29 日付事務連絡）で、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則（以下「就業規則」という。）第 20 条に規定する定年後の再雇用に関する基本的な考え方や労働条件等をお示ししたところですが、今般改めて通知するとともにホームページの職員専用ページに登載いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 雇用形態の基本的な考え方

今後の職員年齢構成の変化を見据えて、高年齢者の雇用機会の確保及び若年者の雇用機会の創出並びに組織の活性化を図るために、再雇用形態はワークシェアリングの考え方を基本とします。

2. 再雇用後の職員種別

- ①IV種職員 （就業規則第 20 条第 2 項第 1 号）
- ②再雇用嘱託職員 （同第 2 号）
- ③嘱託職員 （同第 3 号）
- ④契約社員 （同第 4 号）

※②及び④を再雇用形態の原則とし、理事長が必要と認めるものについては①で、一定の役割等級格付けされる職員のうち理事長が特に必要と認めたものは③で再雇用することがあります。

3. 労働条件等

労働条件等は別紙 1 のとおり

以上